



栃木県公報

平成27年
3月27日(金)
号外
第17号

目次

公 告

○新規立地事業場公害防止事前指導要綱の廃止	1
公安委員会	
○栃木県公安委員会事務専決規程及び栃木県道路交通法施行細則の一部改正	1
○栃木県公安委員会公印規程の一部改正	6

公 告

○新規立地事業場公害防止事前指導要綱の廃止

新規立地事業場公害防止事前指導要綱を廃止する要綱を次のように定めたので公表する。

平成27年3月27日

栃木県知事 福田 富一

新規立地事業場公害防止事前指導要綱を廃止する要綱

新規立地事業場公害防止事前指導要綱（昭和60年6月21日付け公告）は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- この要綱の適用の日前にこの要綱による廃止前の新規立地事業場公害防止事前指導要綱第4条第1項の規定により市町村長が受理した同項の規定による協議書に係る協議については、なお従前の例による。

（環境保全課）

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規則第一号

栃木県公安委員会事務専決規程及び栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

栃木県公安委員会委員長 佐藤 信勝

栃木県公安委員会事務専決規程及び栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

（栃木県公安委員会事務専決規程の一部改正）

第一条 栃木県公安委員会事務専決規程（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第十三中第百項を第百十二項とし、第八十七項から第九十九項までを十二項ずつ繰り下げ、同表第八十六項中「免許証」を「運転免許証」に改め、同項を同表第九十八項とし、同表中第八十五項を第九十七項とし、第六十七項から第八十四項までを十二項ずつ繰り下げ、同表第六十六項中「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二の二第二項」に改め、同項を同表第七十八項とし、同表中第六十五項を第七十七項とし、第四十三項から第六十四項までを十二項ずつ繰り下げ、同表第四十二項中「免許」を「運転免許」に改め、同項を同表第五十四項とし、同表中第四十一項を第五十三項とし、第四十項を第五十二項とし、同表第三十九項中「第百一条の四第二項」を「第百一条の四第三項」に改め、同項を同表第四十七項とし、同項の次に次のように加える。

四十八 道路交通法第百一条の五の規定による運転免許を受けた者に対する報告の要求	要
---	---

四十九 道路交通法第百一条の六第一項の規定による診察結果の届出の受理	要
五十 道路交通法第百一条の六第二項の規定による医師の確認要求に対する回答	要
五十一 道路交通法第百一条の六第四項の規定による診察結果の届出に係る移送事務の処理	

別表第十三第三十八項中「免許証」を「運転免許証」に改め、同項を同表第四十六項とし、同表中第三十七項を第四十五項とし、第三十四項から第三十六項までを八項ずつ繰り下げ、同表第三十三項中「第百一条第五項及び第百一条の二第三項」を「第百一条第六項及び第百一条の二第四項」に、「免許証」を「運転免許証」に改め、同項を同表第四十項とし、同項の次に次のように加える。

四十一 道路交通法第百一条の二第一項の規定による特例更新申請書（同条第二項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必要事項を記載した当該質問票）の受理	
---	--

別表第十三第三十二項中「第百一条第四項及び第百一条の二第二項」を「第百一条第五項及び第百一条の二第三項」に、「免許証」を「運転免許証」に改め、同項を同表第三十九項とし、同表中第三十一項を第三十七項とし、同項の次に次のように加える。

三十八 道路交通法第百一条第四項及び第百一条の二第二項の規定による質問票の交付	
---	--

別表第十三第三十項中「更新申請書」の下に「（同条第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要事項を記載した当該質問票）」を加え、同項を同表第三十六項とし、同表中第二十九項を第三十五項とし、第十三項から第二十八項までを六項ずつ繰り下げ、第十二の三項を第十八項とし、第十二の二項を第十七項とし、第八項から第十二項までを四項ずつ繰り下げ、第七項を第十項とし、同項の次に次のように加える。

十一 道路交通法第九十三条の二の規定による運転免許証の電磁的方法による記録	
---------------------------------------	--

別表第十三中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、同表第四の二項中「免許」を「運転免許」に改め、同項を同表第七項とし、同表中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同表第二項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改め、同項を同表第四項とし、同表第一項の次に次のように加える。

二 道路交通法第八十九条第一項の規定による免許申請書（同条第二項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該免許申請書及び必要事項を記載した当該質問票）の受理	
三 道路交通法第八十九条第二項の規定による質問票の交付	

別表第十四第百三十五項中「更新申請書」の下に「（同条第四項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要事項を記載した当該質問票）」を加え、同表第百三十六項中「第百一条第四項及び第百一条の二第二項」を「第百一条第五項及び第百一条の二第三項」に、「第二十九条の二第三項」を「第二十九条の二第四項」に、「第百一条第五項及び第百一条の二第三項」を「第百一条第六項及び第百一条の二第四項」に、「免許証」を「運転免許証」に改め、同表中第百七十項を第百七十一項とし、第百三十七項から第百六十九項までを一項ずつ繰り下げ、第百三十六項の次に次のように加える。

百三十七 道路交通法第百一条の二第一項の規定による特例更新申請書（同条第二項の規定により質問票の交付を受けた者にあつては、当該特例更新申請書及び必	
---	--

要事項を記載した当該質問票)の受理

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第二条 栃木県道路交通法施行細則(昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「(という。)」の下に「が行う手続又は公安委員会」を加える。

第五条第一項中「第十号」を「第十二号」に改め、「において」を削る。

第二十条第二項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

第二十四条の二中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第三項」に改める。

別表第一中「又は交付」を「、交付等」に、「又は届出等」を「、届出等」に改め、第七十二項を第七十四項とし、第三十九項から第七十一項までを二項ずつ繰り下げ、第三十八項の次に次の二項を加える。

39	医師の診察結果の届出	同	添付十七の四の二 一通
40	医師の確認要求	同	添付十七の四の三 一通

別表第一の添付十七の四の次に次の二表を加える。

添付17の4の2

診察結果に関する届出書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第1項の規定により届け出ます。

住 所

届出医師 医療機関名

氏 名

㊞

患 者	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	生 (歳)
病 名			
症 状			
参 考 事 項			

添付17の4の3

運転免許の確認要求書

年 月 日

栃木県公安委員会 殿

道路交通法第101条の6第2項の規定により確認を求めます。

住 所

要求医師 医療機関名

氏 名

㊞

患	住 所		
	フリガナ		男 ・ 女
者	氏 名		
	生 年 月 日	年	月

(回答書送付先)

医 療 機 関 名	
所 在 地	〒 ー
電 話 番 号	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県公安委員会規程第二号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

栃木県公安委員会委員長 佐 藤 信 勝

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和四十二年栃木県公安委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第十四号印の項使用区分の欄中「試験移送通知書」の下に「、回答書（医師からの運転免許の確認要求の回答）」を加え、「、運転適性検査診断嘱託書」を削り、「意見の聴取通知書」の下に「、運転免許効力停止処分解除通知書、弁明通知書（運転免許停止処分の弁明）」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。
